

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第72回）議事録

平成28年1月29日（金）
13時00分～15時00分
旧文部省庁舎5F 文化庁特別会議室

〔出席者〕

- 〔委員〕伊東主査，石井委員，井上委員，尾崎委員，金田委員，神吉委員，亀岡委員，川端委員，
迫田委員，戸田委員，早川委員，松岡委員（計12名）
〔文化庁〕岸本国語課長，小松日本語教育専門官，山下日本語教育専門職，増田日本語教育専門職，
ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会（第71回）議事録（案）
- 2-1 地域における日本語教育の推進に向けて〔報告〕（案）（見消版）
- 2-2 地域における日本語教育の推進に向けて〔報告〕（案）

〔参考資料〕

- 1 日本語教育小委員会（第71回）の主な意見等について

〔机上配布資料〕

- 1 日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）
- 2 日本語教育の推進に当たっての主な論点に関する意見の整理について（報告）
- 3 地域における日本語教育の推進に向けて〔報告〕（案） 事例集

〔経過概要〕

- 1 主査から開会の挨拶と欠席委員に関する連絡があった。
- 2 事務局から配布資料の確認があった。
- 3 前回の議事録（案）について，内容が確認され，修正があれば，2月5日（金）までに事務局まで連絡することとされた。
- 4 事務局から，配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて〔報告〕（案）（見消版）」，配布資料2-2「地域における日本語教育の推進に向けて〔報告〕（案）」，参考資料1「日本語教育小委員会（第71回）の主な意見等について」の説明があり，意見交換を行った。
- 5 2月29日（月）に文化審議会国語分科会が開催される旨の連絡があった。
- 6 各委員からの意見等は次のとおりである。

○伊東主査

定刻となりましたので，ただいまから文化審議会国語分科会日本語教育小委員会を始めます。通算第72回，今期，第7回となります。

それでは，まず，経過説明から入ります。前回12月11日に開催した日本語教育小委員会では，今期のまとめとなる最終報告の（案）を論点7，そして論点8の中間まとめに各地からの御意見を反映した形で皆様に御提示させていただきました。皆様からは，論点7や「終わりに」の部分を中心に貴重な御意見を頂きましたありがとうございました。そして，「もう少しボランティアのことに
ついて議論すべきだったのではないか」といった御意見も頂いたところではあります。この点については，地域日本語教育の現場におけるボランティアは，その役割や活動内容は様々であり，そもそもボランティアとは活動の場における役割ではなく関わり方を表すものであるということか

ら、そこに直接、本委員会から「こうあるべきとか、こうなさい」と言うようなことではないといった認識に立っていて、その立場からボランティアに関するデータなども踏まえながら、地域日本語教育の実施体制の観点で議論を進めてきたと認識しております。

また、「終わりに」の部分についても、熱心な御意見や貴重な御意見を頂き、もう少し大きな視点で現在の状況における日本語教育の必要性について述べてもいいのではないかといった御意見も頂いたところです。また、メールでも御意見を頂きました。前回頂いた意見と併せて、最終報告の案にできるだけ反映させていただきたいと思っておりますので、本日改めて御提示させていただく次第であります。

今期最後の日本語教育小委員会となりますので、是非、忌憚のない御意見、そして審議を尽くしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事（１）「日本語教育のボランティアについて」に入りたいと思います。まず、事務局から、資料について説明をお願いしたいと思います。

○小松日本語教育専門官

それでは配布資料２－１「地域における日本語教育の推進に向けて ―地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について― [報告]（案）【見消版】」に基づいて説明させていただきます。

まず、表紙でございますが、最終的に国語分科会のクレジットになるということで「日本語教育小委員会」の部分削除しております。

それから、１枚おめくりいただくと、目次になっております。目次の２ページ目の下段の修正箇所ですが、事例集につきましては、今回、別添とさせていただき関係で外しております。それから、前回は「７．都道府県、政令指定都市等による調査について（事例集）」で政令指定都市、都道府県等の調査の事例集を付けることにしておりましたが、それについては「５．２「日本語教育の調査研究の体制について」に関連するデータ等」に吸収し、目次を修正させていただいております。

もう１枚おめくりいただきますと、１ページからとなっております。全体的な修正につきましては、前回の御意見、それからメール等で表現ぶりを読みやすくしたほうがいいのではないかという御提案を頂いておりますので、それを併せて反映させていただいております。

１ページの真ん中の四角で囲っている【日本語教育を推進する意義】の部分ですが、ここについては、「順番を入れ替えた方がよいのではないか」という御意見がございましたので、順番を入れ替えさせていただいております。また、内容や表現振りについても修正案等、御意見を頂いたところではございますが、この部分は平成２５年２月の「日本語教育の推進に向けた基本的な考え方と論点の整理について（報告）」の引用であるため、文言の訂正は厳しいと考えております。そのことについては注釈を付けて説明を記載しております。

２ページの上段では、「多様性」の具体的な内容について記載した方がよいということでしたので補足させていただきました。２ページ目の下段の修正は、読みやすいようにということで御指摘をいただいたところでございます。

３ページになります。「論点７ 日本語教育のボランティアについて」、「論点８ 日本語教育に関する調査研究の体制について」の審議経過、それから提言の概要等について記載しているところです。前回の委員会では、論点７に関する部分と論点８に関する部分が交錯して分かりづらいという御意見がございました。今回は論点７の部分と論点８の部分を分ける形で修正させていただいております。その上で、検討の経緯と提言の中身の概要、それから審議の必要性等について説明を追加する形で修正しています。

６ページを御覧ください。一行目に注釈８を付けております。前回の小委員会で「外国人の受入れを進めている分野や業種を具体的に記載した方がよいのではないか」という御意見をいただいておりますので、注釈を付けて説明を加えております。それから、一番下の段落ですが、政府全体で審議すべきだということ、もう少し訴えた方がよいのではないかという御意見を頂きましたので、それを踏まえて、各省庁と連携してやっていこうということを追記しております。

7ページは、主として読みやすくするための修正でございます。一つ目の「・」の三段落目、「まさに」のところについては、多様性の内容について、より具体的に追記させていただいております。

8ページの二段落目ですが、「また、」以降の削除部分を段落の最初に持ってきています。「多様化したことによって地域の日本語教育の役割が幅広くなってきている」という説明ぶりにすると分かりやすいのではないかとということで入れ替えております。

二つ目の「・」の部分でございますが、「500人以下」のところの記載については、外国人の人口が500人以下のところだけではなく、100人以下のところの状況についても追記させていただきました。

8ページが一番下の「・」の2行目、真ん中辺りの「また」以降については言っていることが少し分かりづらいという御指摘をいただきましたので、それを踏まえて修正したものでございます。

9ページ、上の段落については、読みやすいようにということで修正しております。

それから、「2. 2. 2 地方公共団体における日本語教育の状況」の市区町村の部分の三つ目の「・」については、地方公共団体が担う役割については多様というところについて、少し詳しく説明するため、文言を加えております。それから、その下の「また」の部分ですが、全体としてボランティアが57%ということではなく、地方公共団体が実施している日本語教育ではボランティアが90%を超えているということが重要なのではないかとということでしたので、上段の部分は削除させていただいております。

その次の段落の部分、小さな自治体等について、連携・協力の在り方をもう少し補足した方が良いのではないかとということでしたので、複数の自治体との連携などについて例示させていただくとともに、注釈の部分で参考事例を引用させていただいております。

10ページの上段について、分かりやすくするために文章の並びを変えております。

次、12ページを御覧ください。ここも全体としては読みやすくするための修正です。三つ目の「・」について、高齢者や人材不足などの現状について、もう少し調査研究してもらった方が良いのではないかと、実態は不明確なところがあるのではないかとという御意見がありました。そういった観点も踏まえて取り組んでいただきたいということを追記させていただいております。

四つ目の「・」の修正部分ですが、そちらは外国人の散住地域における日本語教室の意義等について補強させていただいております。また、規模の小さな自治体や団体にも参照してもらいたいということで、事例について注釈を追記させていただいております。

次に13ページ、文化庁のところですが、「日本語教育施策の重要性・必要性について、…」の部分ですが、もともと下から二つ目の「・」に記載しておりました。その部分を前段に持ってきて、「そのほか」ではなく非常に重要な施策ということで前の方に持ってきております。

一番最後の「・」につきましては、「日本語教育は文化庁が直接実施する立場にない」という表現は少しマイナスイメージが強過ぎるということでしたので、具体的に文化庁が担っている役割を追記しております。

一枚、めくっていただき「図：国及び自治体で期待される取組」のところですが、これは「国（文化庁）」の「2. 日本語教育の重要性の周知・広報」の【関連事業】のところに「（日本語教育大会等）」というように具体的な事業名を記載しております。

それから、机上配布させていただいております事例集ですが、各団体等に確認を取らなければいけない状況ですので、本日は委員限りの資料とさせていただきます。これにつきましては2月29日の国語分科会までに各団体等の了解を得て、正式版として御提示させていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○伊東主査

ありがとうございました。皆様から頂いた意見を反映した形で本日、御提示させていただいております。これからの審議において、もし漏れている点等がございましたらお願いいたします。また、「てにをは」等の文言も併せて訂正しております。そういった修正を行っておりますので、見消部

分が増えております。

○金田委員

3 ページの一つ目の「・」です。先ほどから、ボランティアに関する議論が少し不十分だったのではないかというお話も出ていたのですが、ここで「論点7「日本語教育のボランティアについて」は、ボランティアについてこうあるべきといったことを論じるのは適当ではないため」という一言から始まっていることが気になりました。冒頭から言う必要があるのかということが分かりませんでした。

報告書の中で最終的にまとめ切れないことが出てきたり、検討しなかったことなどが出てくるとは思うのですが、なぜ論じるのは適当ではないのかということをもっと最初にこのような形で書くと、「なぜそうなのか」という問いが浮かんでくるのではないかと思います。ですので、今回何を行ったのかということから話をスタートして構わないのではないかと思います。

○伊東主査

この点はいかがでしょうか。いきなり、ただし書きから始まるような形になっています。

○小松日本語教育専門官

前回の小委員会の中で、もう少し議論した方が良いのではないかという御意見があったため、このような書き振りにしています。論点のタイトルを併せて考えると、余りボランティアについて触れられていないと思われるのではないかとということで今のように最初に説明する形にしておりますが、今、御指摘いただいたような観点もあると思います。

○神吉委員

ここは前後を入れ替えたらいかがでしょうか。まず、同じ段落の4行目、「まとめに当たっては、」以降の部分を最初に持って来て、まとめたことを先に述べます。それから、ただし書きのような形で、「ボランティアの役割については十分に議論をまだ深められていない」と言いますか、そういった内容の表現を続けるのでいかがでしょうか。

○伊東主査

今、神吉委員から御意見をいただきましたが、文言の前後を入れ替えてはどうか、流れを変えてはどうかということです。一番言いたい趣旨を最初に持っていった方が読者は読みやすいと思いますので、その方が良いと思います。ほかにいかがでしょうか。

○金田委員

11 ページの最後の段落です。東京オリンピック・パラリンピック競技大会のことが書いてあります。東京オリンピック・パラリンピック競技大会のことは、6 ページにも似た記載があります。繰り返し述べる必要があるのかどうか、少し気になりました。もちろん書き振りは違うのですが、中身としては同じことが書かれていますので、6 ページで書かれているのであれば、11 ページで改めて書く必要はないのではないかと思います。いかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

こちらについて、まず6 ページでは、現状として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の中で、文化プログラム等を含めて、日本語教育の充実が必要が明記されているということを記載しています。それに対して、11 ページでは、そういった現状を踏まえてどうすべきかということを書いております。ただし、御指摘のとおり、重複感もありますので、もう少し修正したいと思います。

○戸田委員

13ページ、「2.3.3 文化庁」のところですが、前回の小委員会のときに周知について、いろいろと意見交換がなされました。周知はとても大事だとは思いますが数行の中に「周知」が何度も使われていますので、もう少し工夫をしてはどうかと思いました。

それから、2行目の「周知に努めることが求められる」と、その次の「地域の日本語教育を推進する中核となる」のつながりがもう少し分かりやすいと良いのではないかと思います。「周知」で終わらせずに具体的な内容について述べた方が良いかもしれません。

○井上委員

「2.2.3 文化庁」の1行目の終わり辺りからですが「国民一般への周知も視野に入れた」の「周知」を「理解」に変えれば、後続する「地域の日本語教育を推進する中核となる人材の育成を引き続き実施する必要がある」にうまくつながり、言葉のニュアンスが元々意図していたことに近づくのではないのでしょうか。要するに、「国民の理解を踏まえて地域に必要な人材はしっかりと育てていきましょうね」という形でないといけないということです。そもそも何のために日本語教育をやるのかということへの理解がないと、恐らく人材育成に関する取組も進まないのではないのでしょうか。そういった書き振りにした方が良いと思いました。その「広報・周知に努める」というところをうまく残せば、余り重複感も出なくなるかと思えます。

「散在地域」と呼ぶのでしょうか、私は比較的人口の多いまちでいろいろなところに外国人が住んでいる地域に住んでいるのですが、日本の一般の地域の人たちの理解は非常に弱いと感じています。ですから、日本語教室をやっていたとしても、「それは一体何のためにやっているのか」という感じを受けることがあります。もう少し理解を強く打ち出した文面にした方が良いのではないかと思います。

○伊東主査

いかがでしょうか。文化庁としても国民の理解を重要視したいとおっしゃっていましたから、そういった主張をもう少し鮮明にするために、今の御意見は参考になるかと思えます。

○川端委員

9ページ、「2.2.2 地方公共団体における日本語教育の状況」の[市区町村]の部分です。四つ目の「・」のところ、「我が国の日本語教育実施機関における…57%を超えており、特に」の部分削除の関係で、その下の行の「ボランティアの数は、約90%を占めている」とあるのですが、何の90%なのかが分かりづらくなっています。その部分について、少し言葉を補足された方が良くと思います。

それと関連して、12ページの「2.3.1 市区町村」の四つ目の「・」のところ、現在の状況を踏まえて、自治体が直接実施している日本語教室においては指導者の90%がボランティアであるという実態が書かれています。そして、その下に日本語教室がセーフティネットとしての役割を担っているということが書かれていると、ボランティアがたくさんいて良いことだと述べているように取れます。確かに日本語教室がセーフティネットとして機能しているのは良いことだと思います。ただ、ここで言わなければいけないのは、ボランティアが大勢いてセーフティネットとして機能しているのは良いことだということではなく、その前に、日本語教育に関して予算化して専従者をもっと置くべきだということの方が重要だと思います。人材育成、人材確保について予算化をして専従者の割合を増やしていく努力も必要であり、他方、こういう現状はセーフティネットとして働いているという二つの側面が言えるのではないかと思います。

○伊東主査

ありがとうございます。この部分については、毎回、小委員会で様々な形で指摘される場所です。日本語指導がボランティアに依存してきていますが、それが良いのかどうかというところがあ

ります。行政による対応と、ボランティアによる棲み分けと言いますか、明確にする必要があるのではないかと思います。今のことに関してはいかがでしょうか。文言の中に反映できそうですか。

○小松日本語教育専門官

問題はないです。

○山下日本語教育専門職

はい。

○神吉委員

これは議論したかどうか忘れたのですが、「2. 2 地域における日本語教育の現状と課題」と「2. 3 地域における日本語教育の実施体制の考え方について」では、いずれも市区町村について論じて、次に都道府県、最後に国という順番ですが、この順番には何か特別に意図があるのでしょうか。範囲の広いところから論じるのかなというイメージがあったのですが、いかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

やはり、日本語教育の現場は市区町村にありますので、まずは、そこを先にした方が良いのではないかということです。

○神吉委員

そうすると、これは本質的な意見ではないかもしれませんが、【図：国及び自治体で期待される取組】を見ると、やはり国が上に見えるような図があります。私はこの図はこれで良いとは思いますが、並びを取るという意味で、揃えても良いのではないかと思います。統一性があつた方が良いのではないかと思います。

○小松日本語教育専門官

これは財務省に対して説明した資料を流用したものです。文化庁の役割について説明する必要があつたために、文化庁を上にはしていますが、立場としては逆でございます。

○川端委員

前回、小委員会での配布資料と比べて、細かな注が増えています。例えば、12ページの三つ目の「・」に新しく「注22」が付いていて、どこを見ると良いかということが分かるようになっていきます。参照する箇所を増やして下さっていて参考になると思います。ただ、もう少し、増やせるところがあるのではないかと思います。数字が出てくるところや「明らかになった」と書いてあるようなところは、どこを見れば分かるのかといったことを示せるのではないかと思います。そういった箇所を見つけて脚注を増やしていただきたいと思いました。

○小松日本語教育専門官

分かりました。

○伊東主査

情報の根拠がどこにあるか、知りたくなるような文言については、改めて報告書全体をチェックされた方が良いかもしれません。その方が説得力が出ますし、読む方も根拠を確認しながら読めると思います。

○松岡委員

2ページ、「さらに」の2行目です。「日本語教育に関する国と自治体の役割分担や日本語学習

者の多様な学習目的・ニーズへの対応の観点からの役割分担，連携協力の重要性が訴えられている」とありますが，この「役割分担」，「連携」についてですが，どことどこがどういう連携をするのか，少し文がねじれているような感じがします。後段が内容で，前が国と自治体の役割分担・連携になるのではないかと思いますので，いかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

役割分担が2か所出てきてしまっているので，少し分かりづらくなっています。少し整理させていただきたいと思います。

○井上委員

この後段の言っている意味ですが，地域によって様々なので，その対応を誰が，どこがやるかということですね。

○小松日本語教育専門官

はい，そうです。

○井上委員

広域自治体の話でしょうか。

○小松日本語教育専門官

そうですね，前段は国と自治体の話になり，その先にまた役割分担の観点からの話が続きます。少し分かりづらと思います。

○石井委員

役割分担の主体が誰なのか少し分かりません。

○井上委員

単に自治体や国際交流協会だけではなく，例えば企業や民間団体など，そういった役割分担まで想起させないと誤解を招くかもしれません。自治体と国で全部やれば良いという役割分担の話ではありません。

○伊東主査

ここは，それを包括するような文言で記述する必要があります。

○小松日本語教育専門官

はい。

○金田委員

10ページ，これは[国]の(優れた取組に対する支援とその周知・広報)に関してですが，一つ目の「・」のところで「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業のことが記載されています。10ページから11ページにかけて，「生活者としての外国人」に対する日本語教育事業について記載があり，11ページの6行目から「いずれ財政的にも自律することが求められるところである」と書かれています。そして，13ページの国，自治体で期待される取組，役割分担の表の中でも，国，文化庁というのが，3番目に日本語教育に対する財政支援と書かれています。これを見ると，飽くまでも，まだ不足しているところについては財政支援すると書いてあります。財政的な部分について，要は地方自治体なり民間なりが自律的に何とかするということが良いのか，そのように言い切ってしまうと良いのか。前回の小委員会に触れるべきだったかもしれませんが確認し

たいと思いました。また、「自律」の漢字ですが、「律」で良いのでしょうか。

○小松日本語教育専門官

国の行政の立場からすると、自治体が日本語教育を実施することに対して、国も応援するといった意味で、財政支援を行うというのが、一般的な立て付けになろうかと思います。そういった意味においては、今の「生活者としての外国人」のための日本語教育事業に関して申し上げますと、丸抱えで国の財政で全部実施しているという状況がございます。この状況について、「自治体の財政だけで自律してください」ということを申し上げているわけではなく、自治体の財政や企業からの寄附金、国の補助金なども含めて財政的に自律してもらうことになるという意味で、自律ということに記載したつもりでございます。

○金田委員

少し細かい話になってしまうかもしれませんが、国の補助金を得るということについて、継続は可能だということでしょうか。そのように読み取ってしまって大丈夫でしょうか。

○小松日本語教育専門官

その部分について、明確に記載させていただいていないのは、現在、国の日本語教育に対する制度がそこまで進んでいないため、そこまでは踏み込んで記載することは難しいということがあります。ただ、いずれはそういった役割、つまり、国としては、ある程度頑張っている自治体については応援すべきであろうと考えておりますし、将来的にはそのように持っていきたいと考えています。ですので、財政支援を国の役割として位置付けさせていただいているということでございます。

○金田委員

今の御説明を伺って、趣旨は良く分かったのですが、ただ、パッと読むと、財政面については地方自治体なり、外国人を受け入れている企業なりが頑張っていて、或いは市民団体が頑張っていて、受益者負担も視野に入れながら、自分たちで出来るようになるのが望ましいと、強く宣言してしまっている感じがしないでもありません。今、小松日本語教育専門官がおっしゃったことは良く理解できましたので、そこは誤解のないような書き方をした方が良いのではないかと思います。

○小松日本語教育専門官

13ページの「2. 3. 3 文化庁」の四つ目の「・」で、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を活用した支援を行うということ、引き続き財政的な支援はしていくということを述べさせていただいているところでございます。

○金田委員

「生活者としての外国人」のための日本語教育事業もずっと継続できるわけではないと思いますが、いかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

その通りです。

○岸本国語課長

予算がどうなるかということとは分かりません。毎年、単年度の予算をどう組み立てていくかということになります。

○金田委員

そうではなく、連続して3年までしか受託できないような形になったことです。

○小松日本語教育専門官

そうです。いずれ自治体が自律していくことを見据えて考えています。将来的には補助金化して、全ての事業を丸抱えで行うのではなく、部分補助なり、例えば3分の1補助なり、そのような形に切り換えていきたいと考えています。今はその準備段階ということで年限を切っているということでございます。

ただし、正直申し上げて、制度自体をどうするかということについては、まだ十分議論が熟していないものですから、はっきりとしません。そういった状況ではありますが、ある程度、自治体にも財政負担してもらいたいということ、継続的に事業を実施するためにも自律を促していくことは必要であろうということで記載したいということでございます。

○金田委員

今回の報告書では、その点は少し書きにくいのだらうと思います。今回、事例集があり、私はこれはとても参考になると思っていますし、ありがたいと思っています。しかし、この事例集の中にお金の話は出てきません。財政的に、自治体がどうやって自律していけるようになるかという点に関して言うと、この事例集の中にお金の話は出てきません。どうしているかという話は出てきますが、具体的にいくら、どのように使っているかといった話は当然出ていません。そういった情報が、全ては無理だとしても少しでも分かるようになっていくと良いのではないかと思います。

それは、今回の報告書や事例集では無理なのかもしれませんが、今後、事例紹介の機会などに、具体的に民間がどのようにお金を出し、どのような範囲の人たちが当事者負担でお金を出しているのかといったことが少しでも分かってくると、しっかりと取り組みたいと思った自治体や民間団体が取組を進める上で非常に有り難い資料になるのではないかと思います。

○小松日本語教育専門官

本日は委員限りとしておりますが、事例集を御覧いただければと思います。事例集を1枚おめくりいただきますと、下に留意点を記載させていただいております。留意点の中でも下の方にありますが、実は今回、連絡先も書いていただくようにする予定でございます。問い合わせ等についてはその連絡先にしてくださいということで、そこからネットワーク作りや、文章にはしづらいけれども、担当者間であれば話ができるのではないかと思います。そのような観点でも事例集を作らせていただいております。

○伊東主査

連絡先が埋まって完結するということですね。

○小松日本語教育専門官

そうです。

○井上委員

最近、経団連で公教育の議論をしているときに、子供の数が少なくなっているということがあります。財務省側はクラスも減らし、教員も減らす方向で国の財政負担を減らそうという動きに出ています。それでも、やはり教育の質を高めるためには何らかの手当が必要です。そのときに、「ふるさと納税を使おうじゃないか」という議論があり、現実に行っている自治体は結構あります。その場合はプログラムを新たに作るという形です。その自治体の公教育の全てをふるさと納税で行うということはありません。恐らく、それを訴えただけではお金は集まらないのですが、何か特別な、実験的なプログラムをやるために「皆さんどうでしょうか」と呼び掛けるわけです。ふるさと納税の幅も広がったので、特別に新しいプログラムの有用性を訴え、お金を集めている自治

体が実際にあるのです。日本語教育について、それが活用できるかどうかというのは非常に難しいことは難しいのですが、何か特徴のある、いわゆる多文化共生のようなプログラムも含めて実施していくと、元々その土地に縁のある人たちが、「こういうことを自分の生まれ育った町がやっているのか、少し出してあげようか」という気持ちになる可能性はないことはないと思います。日本語教育を軸とした多文化共生の取組にふるさと納税が使えないかということのを時々思っています。財源の工夫というのはいろいろあるのではないのでしょうか。

○伊東主査

そうですね。クラウドファンディング (crowdfunding) とかもありますね。

○井上委員

いろいろなやり方があります。

○石井委員

済みません。少しこの範囲を出してしまうのかもしれませんが、今すぐこの中に盛り込める話ではないかと思うのですが、「2. 2. 3 国における日本語教育施策の状況」の部分を読んでいることがあります。当然、地域のコミュニティや地域の住民も含めて、それぞれの自治体などが住民と一緒にっていく仕事はたくさんあると思うのですが、非常に大きい問題は、地域格差が大きいということだと思います。経済的な状況、問題なども自治体によって様々だということを考えると、国として、この部分の一番最後に「施策の一層の充実」というとても簡単な言葉で、何でも入ると言えばそうなんですけど、

私はやはり、国として、日本に居住している全ての人が日本語教育を学びたいという意欲を持っていたら、最低限のところは保証する、むしろ、そこを国がきちりと規定しない限り、「うちはそんな余裕はありませんから」とか「人数は少ないですから」とか、様々な理由で全く何もやっていない自治体が非常に多いという現状を打開できるとは思えません。

例えば、子供の問題について、今まで学校に入りたかった子供たちを「日本国籍ではないので、就学の義務がないから」といった理由で門前払いをしている学校が非常に多いという状況がありました。文部省で全ての子供に教育を行うのは学校の義務だということを宣言してくださった頃から、完全に状況が良くなったわけではないにしても、改善しているということがあります。こういう議論について、地域のことを考える上でも、国がそこをやるんだということを、どこかに書き込むようなものであってほしいとずっと考えています。今、どこにどうやって入れるかという簡単な話ではないと思いますが、議事録に残しておいていただきたいということも含めて発言させていただきました。

○小松日本語教育専門官

まず、子供については、子供の権利条約等もありますので、国としても、それは国がやるべきだろうということになっています。しかし、大人に関しては、我々が、国が強制的に連れてきたわけではないこと、一義的には御本人たちが当然、必要なことは学ぶべきだろうということだと思います。

一方で、確かに、日本語を学びたいけれども、実際には学ぶ環境がないということもあります。そこは、ある程度、学ぶ環境を是正するために、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業において、日本語教育の空白地で取り組むスタートアップ事業などを立ち上げております。そういった意味では、少しずつ格差を埋めていく施策はしていきたいと思います。しかし、最終的に日本語を学ぶ権利等に関して考えると、外国人の権利をどう考えるかということに至ってしまうので、報告書で外国人の権利について記載するのはなかなか難しいところがあるかと思っています。

○石井委員

そこも承知していますが、今、正におっしゃったこと自体について、この国はどう考えるのでしょうか。外国人については、経済政策の中で、労働力という側面ですと議論されていますし、今もそういう政策が取られようとしています。労働力ではなく、働く人であり、かつ生活する人が移動してくるわけです。無理やり連れてきているわけではありませんが、一生懸命に促進して来てもらうようにしている、促進しているという現実、これは経済的な効果の側面、政治的な問題がありますが、やはりきちんと日本語教育の寄って立つところ、そのことをきちんと考えるという意味で何らかの形で記載されると良いと思いました。結論について、私たちがこうしますということはいえないにしても、何かあればと思いました。先ほども言いましたが、このタイミングで今、必ず出させていただくというのは、もう時間的に無理だということは承知しています。

○小松日本語教育専門官

それに関連しては、後ほどまた御説明いたしますけれども、「終わりに」の部分で若干触れさせていただいているつもりでございますので、またそこで御議論いただければと思います。

○山下日本語教育専門職

あと、今の話に関して、配布資料2-2「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—[報告] (案)」の1ページ、【日本語教育を推進する意義】をベースにやっぴいこうということになっています。これが十分かどうかということはあると思いますが、これが一つの根っこになると思います。

○井上委員

ここのタスクはやはり「生活者としての外国人」に対する日本語教育ですが、配布資料2-2「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—[報告] (案)」の1ページ、【日本語教育を推進する意義】では高らかに日本語教育の意義を謳っています。東京オリンピック・パラリンピックを控えて、ボランティアをやるには英語検定2級が必要という仕組みが既にあります。それにしてもやはり、日本語を日本の文化の基盤として、しかも、日本語教育が外国人の受入れ環境の最も基本的なものであると書き切っているのは、やはり今までないことだと思います。日本に来る方々たちについて、観光目的で日本に来る人も、かなり日本語が出来る人たちが最近出てきています。そういう意味では、日本に居住して労働したり、勉強したりする人々たちには、やはりしっかりと学習の機会を与えるというトーンがどこかに入っていた方が良くと思います。

先ほどお話があったように、日本語教育の空白地域について、様々な支援もしていきたいという話もあるので、なるべく機会を与える、そういうトーンはどこかにしっかりと書いた方が良くと思います。

○小松日本語教育専門官

そういう意味では、配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について—[報告] (案)【見消版】」の13ページ、「2. 3. 3 文化庁」の二つ目の「・」について、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業について広く周知するとともに、今後も日本語教室が開設されていない市区町村における取組を促すような制度に充実すべきであるということに記載しています。ここが正に日本語教室が開設されていない地域に対する施策を充実するというところで、スタートアッププログラムにつながっているということになります。

○松岡委員

先ほど、金田委員がおっしゃっていたことですが、配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目に

ついて「報告」(案)【見消版】」の11ページのところの書きぶりについて、スタートアップ事業も始まることで、「いずれ財政的にも自律をすることが求められるところである」という終わり方ではなく、そうではあるけれども文化庁は応援しますよという書きぶりには出来ないのでしょうか。前後を入れ替えるだけで良いのではないかと思います。そうすることで、自治体に対して「自分で頑張りなさい」と言うのではなく、文化庁としても国の立場としても、必要なところには応援をやっていて、これからもやるということが少し読みやすくなるのではないかと思います。今は、後ろに書いていらっしゃると思います。トーンの問題だと思うのですが、何か突き放されるよりは、「あっ、助けてくれるのか」という流れになった方が良いのではないかと思います。

○小松日本語教育専門官

はい、その方向で少し検討させていただきます。

○松岡委員

後、先ほどの人権等に関する話ですが、1ページの「日本語教育を推進する意義」の枠の中の三つ目の「・」に、国際人権規約の話が書いてあります。それはもっと具体的な話を出そうと思えば出せる部分があると思います。子供の権利条約やそれに基づき、全員受け入れるようにしたという話と同じように、これを根拠に日本語教育を行っているんだということ、だから文化庁が動く意義があるんだということを報告書の随所に入れていただいた方が報告書としても、国全体としても認めてもらいやすいのではないかと思います。

○伊東主査

是非、そういう文言で行きましょう。夢を感じます。よろしいでしょうか。

○井上委員

有り体に言いますと、日本語がかなり出来る外国人と全く使おうともしない外国人とでは、特に大都市ですが、地域での印象が違ってきます。余りにも極端な議論になるので言いにくいのですが、同級生で外国につながるのある子供たちが家に来て遊んでも問題ありません。むしろ多様性ということで、「こういうチャンスっていいよね」とお母さん方は言います。しかし、その子供のお母さんが、例えば、全く日本語が話せないとなると、とても排他的になります。その現場を私は随分見てきています。そのために大都市では日本語教室などでの交流の機会が非常に大切になると思います。日本語が出来る、出来ないだけで差が付いてしまうのです。私は横浜に住んでいて、自分が子育てをしていた時代の話ですので、少し古い話ですが、子供たちは受け入れるけれども、お母さんは嫌だという感じの雰囲気は、随分ありました。

だから、日本語教育を軸にしながら多様性の理解や様々な国際交流のプログラムで大きな取組にしていくというトーンが、あった方が良いと思います。この場は日本語教育について検討する場ですので、書き切れないかもしれませんが、いまだにそういうことはあるのではないのでしょうか。

○伊東主査

はい、ありますね。

○石井委員

先ほどの松岡委員の発言に関連して、同じく11ページ、一番最後の一文、「広く住民を対象とした日本語教育の必要性の周知や、施策の一層の充実等」と書いてあります。「広く住民を対象に日本語教育の必要性を周知しつつ、施策の一層の充実等」としてしまうと、文化庁で取り組む施策の締めとして、「周知や」というレベルで考えるのはどうかと思いました。当然、周知して地域に頑張ると言い続けるのだけれども、しかし、それよりやはり最後の一文がもっと目立つのではないかと思います。

○伊東主査

はい、ありがとうございました。少し時間が押してきておりますので、一旦、論点7「日本語教育のボランティアについて」の議論はここまでいたします。

それでは、議事の2に移らせていただきたいと思います。「日本語教育における調査研究の体制について」の議論を進めたいと思います。事務局から資料について御説明をお願いします。

○小松日本語教育専門官

それでは、配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について」〔報告〕(案)【見消版】の41ページを御覧ください。ここからが共通利用項目についてです。一番下に注釈を追記させていただいております。こちらについては、74ページの「[データ3]都道府県、政令指定都市等による調査について(住民基本台帳を使った事例)」に飛びますが、こちらは都道府県、政令指定都市等の調査、実施している住民基本台帳を使った事例を追記させていただいております。

次に49ページを御覧ください。「②日本語学習」の「(2)日本語を学んでいる人の日本語学習状況」の「問4 あなたは何のために日本語を学んでいますか」についてですが、前回の小委員会の意見を踏まえて「⑥その他」を付記させていただいております。

51ページ、「③日本語能力」の調査ですが、文言が十分に整理し切れていなかったということで、それぞれ修正しています。

「4. 終わりに」について、こちら前回の小委員会でかなりたくさん御意見を頂きました。全面的に修文をさせていただいております。謝辞の次の部分について、今回、提言しておりますが、地域日本語教育の実施に当たっての趣旨を①～④で挙げさせていただいております。①では国と都道府県や市区町村が役割を分担しながら連携協力すること、②では日本語教育の実施は市区町村の役割としているが、単独での実施が難しいと思われる場合であっても、大学や日本語教育機関、その他地域の各種団体や近隣市区町村等の連携・協力により取り組んでいるところがあり、様々な方法があること、③では外国人のみならず地域住民に対しても、日本語教育への理解を得ること、④では都道府県や市区町村は、外国人の日本語学習ニーズを把握すること、文化庁はその結果を収集・分析を行い、日本語教育施策に活用すること、そういった取組が重要であるということを示させていただいております。また、今回の報告では、事例を六つのポイントの観点から紹介しているので御活用いただきたいということも述べております。

2段落目ですが、今期の議論の中で課題として挙げたことについて記載しております。指導者であったり、ボランティアであったり、様々な役割があるという形で、次期への検討課題に関し、問題提起をさせていただいております。特に、現在、文部科学省初等中等教育局において、外国人の児童生徒、日本語教育指導が必要な児童生徒が増えているということ踏まえて有識者会議が設置されております。その中、日本語指導に携わる教員、支援者の養成や指導内容の改善・充実方策について検討されているという状況がございます。そういった状況の中、次期の日本語教育小委員会では、広く日本語教育の活動場面ごとに求められる能力・資質等について検討していくこと、日本語教育の人材に求められる能力・資質がどのようなものであり、どのような位置付けにあるのかということ、日本語教師、指導者に求められる資質についてマッピング等が出来ないのかということと考えております。そういった観点、内容について議論、検討していきたいということを示させていただいております。

三つ目の「・」になります。ここで日本語の教育の必要性、重要性を述べさせていただいております。少子高齢化が進む一方で経済のグローバル化が進み、人材獲得競争が増しているということ、そういった中で我が国が国際社会において存在感を増し続けるために様々な施策が取り組まれているわけですが、その中の一つに外国人材の活用があります。そういった状況を受けて外国人の増加傾向は今後も続くであろうということ記載しております。

また、一方で、実際に日本に來られて住んでいる外国人が持っている能力を發揮するためには、

やはり、日本語での意思疎通を図って安全・安心に暮らしていく必要があるということが重要だということを記載させていただいています。その中で、多文化共生の精神に則って、日本語を一方向的に押し付けるだけではなく、様々な形で地域住民が関わっていく中で、外国人と日本人、お互いが学び合っていけるような環境になっていくことが重要ではないかと考えております。

そういった意味におきまして、日本語教育は、経済面だけでなく、国際交流、文化交流、様々な面において、我が国の行く末の役割を担っているのではないかとということを記載しております。最後に、今回の提言が地域で頑張っていらっしゃる方々の一助になる、それとともに、今後とも、国、都道府県、市区町村関係団体が連携して新しい時代にふさわしい日本語教育が行われていくことを願うということで結ばせていただいております。

それから、先ほども触れましたけれども、74ページ、「[データ3] 都道府県、政令指定都市等による調査について（住民基本台帳を使った事例）」を追記させていただいております。説明は以上でございます。

○伊東主査

ありがとうございました。後半は「3. 日本語教育に関する調査の共通利用項目について」御意見をいただきたいと思えます。大きな修正箇所はありませんでした。

それから「4. 終わりに」ですが、恐らく「4. 終わりに」辺りが最後の締めで重要かと思えます。どうぞ御意見等をお聞かせください。

○尾崎委員

53ページ、「4. 終わりに」の2つ目の「・」、①から④まであります。④の部分に、「都道府県や市区町村は、外国人の日本語学習ニーズを把握すること」とありますが、これは市区町村がやることでしょうか。

○小松日本語教育専門官

はい。

○尾崎委員

先ほどの部分の続きです。文化庁は何をやるかと言いますと、「文化庁はその結果の収集・分析を行い、日本語教育施策に活用すること」と書いてあります。これだけ読むと、実態把握は地方自治体にやってもらい、文化庁はその情報を集めて利用するということになってしまいます。国としてやるべき調査・研究をしっかりとやらなければいけないのではないのでしょうか。

○小松日本語教育専門官

はい、そのとおりです。調査研究についてやるべきことはやりますが、今回「日本語教育に関する調査の共通利用項目」を記載しておりますので、それについて少し述べさせていただいたということでございます。

○尾崎委員

はい。そのように読んでいただけると良いと思いますが、これだけ見てしまうと、調査は全て自治体に任せると思われると困ると思いました。「今回の調査に限っては」ということですね。

○小松日本語教育専門官

はい、そうです。

○金田委員

今のことと関係があると思うのですが、3ページに、論点7「日本語教育のボランティアについて」

て」、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」に関して述べられているところがあります。3ページの二つ目の「・」の2行目、「国において直接調査することが困難である」と書いてしまっています。やろうと思えばと言いますか、きちんと国が調査計画を立て、自治体に協力を求めてやろうと思えば、本来は出来ることです。ですので、この書き方をしてしまうと、どうしてだろうかと思う人は多いのではないかと思います。

○山下日本語教育専門職

この点については、住民基本台帳制度の中で利用できる範囲に制限があるということが一番の根っこにあります。国が調査を行う場合、法定調査ではないため、住民基本台帳で利用できる情報が限られます。外国人の所在に関する情報を扱えません。自治体の協力を得るにしても、それが国による調査というように整理されてしまうような形であれば、利用できる項目に制限が掛かってしまうので、国の部分を弱め、地方公共団体の調査結果の活用というように位置付けています。先ほど、尾崎委員がおっしゃったように、ある程度、限定した形で議論をする必要があるかもしれません。

○松岡委員

しかし、今の案について、現状のような後ろ向きの書き方をしなくても、3ページ目、二つ目の「・」の1行目、「日本語教育施策を推進していく上で基礎的に必要となるデータ」であり、その後の文言は削り、3行目の「例えば」から始めれば余り問題ないと思います。「日本語教育施策を推進していく上で基本的に必要となる基礎的なデータであり、日本語教育を必要とする外国人の数や日本語学習環境などについて、地方公共団体と連携・協力することにより把握できるようにすることを目的とした」というので大丈夫ではないでしょうか。「国は出来ません」ということを言わなくても、データを皆さんと一緒に集めましょうという書き振りで良いのではないのでしょうか。

○伊東主査

連携していきましょうという感じですね。

○松岡委員

はい。

○神吉委員

その観点も分かるのですが、一方で、そうすると、地方自治体が主体的に動かないという可能性はないでしょうか。

○尾崎委員

現にあちこちの地方自治体で主体的に調査をやっていませんか。

○神吉委員

調査に関して、全ての地方公共団体がやっているわけではありません。その部分について、今の文案が良いとは思わないのですが、「協力してやりましょう」ということを言うだけでなく、国の限界がある部分と、地方公共団体と役割分担するところを何らかの形で明確化した方が良い気がします。

○尾崎委員

私が言いたかったことは、日本語教育の施策を考える上でどうしても必要な基礎データを収集する仕事は国として行うべきことなのだと思います。これははっきりしていると思います。そのことがはっきり書かれていた方が良いでしょうと個人的に思います。これが1点です。

それから、それぞれの自治体がそれぞれに問題意識を持っていて、その問題意識に応じて個々に

調査をするということは、これまでもずっとやってきていることです。そういった情報を集めるという仕事だけではなく、国として必要な調査はやらなければいけません。そのときに調査協力を得る、技術的な面で難しいところがあるというのは誰が調査をやっても同じで、国立国語研究所もそういった中でいろいろな調査をやってきています。それを引き続きやるというのは、論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」の基本的なスタンスです。それが見えにくい書き方にしないほうが良いのではないかとこのことを申し上げただけです。

○岸本国語課長

41ページ辺りに今まで御議論いただいた内容をまとめてあります。日本語教育の実態調査を国はしていますし、それ以外にも基本的なデータは必要なのですけれども、それは手法の問題及び予算の確保の問題があるために困難ということです。ですので、都道府県、市区町村が調査をやっている実情について述べた上で、地方公共団体によって調査項目が異なるので今回、共通利用項目というのを作るという経緯になっているわけです。

ただ、今、尾崎委員がおっしゃったこと、国として施策を展開する上で基礎的なデータの把握は当然必要であるということは追記したいと思います。

○松岡委員

53ページに戻って。

○伊東主査

「終わりに」のところですね。

○松岡委員

53ページ、二つ目の「・」、上から五つ目の段落、「また、文部科学省初等中等教育局においては」とありますが、とても唐突に感じました。学校教育でも指導に関わる教員支援者の養成について検討されているということと言いたかったのだと思いますが、唐突な印象を受けました。指導する人について、どのように考えたら良いかということをお願いしてこれが出してあるのでしょうか。この位置や書き振りについて、どういうおつもりで入れたのか、少し説明していただきたいというのが一点、それから、二つ下の段落に「しかし、先に述べた状況を踏まえると…」とあります。「どのような位置関係にあるのか」という表現がありますが、この位置関係というのはどのような意味でしょうか。御説明いただきたいと思います。

○小松日本語教育専門官

現在、外国人の児童生徒、もしくは日本語指導が必要な児童生徒が増えている傾向を踏まえて文部科学省初等中等教育局において、有識者会議を立ち上げています。実際にその有識者会議では、日本語の指導の在り方についても大きな議論のポイントになっているということがあり、実際に日本語指導に携わる教員支援者の養成指導等の改善策等が検討されることになっております。その中において、特に日本語指導に必要な資質等については、この小委員会でも御議論いただきたいということで考えております。

○岸本国語課長

元々、平成25年に11の論点を整理していただいたとき、論点5「日本語教育の資格について」と論点6「日本語教員の養成・研修について」があるように、日本語教員の資格と養成研修はこの日本語教育小委員会で論点として整理しています。現在は論点7「日本語教育のボランティアについて」と論点8「日本語教育に関する調査研究の体制について」について議論していますが、他方、文部科学省の有識者会議で日本語教育に関する人材について、どのような能力の養成を目指して、どのようなカリキュラムで育成していくべきかということがクローズアップされてきているという

ことを述べたかったということです。

○松岡委員

ここでは、唐突ではないかと思いました。まず、学校教育の人材については、公教育でどのような方に当たっていただくかということを考える必要があります。この地域における日本語教育の人材と同じレベルと言いますか、段階と言いますか、少し違うかなと思いました。その意味でも唐突感があるのではないかと思いました。つまり、ここに挟んだ意味は何だったのかということが、今のこの文言からは少し読みにくいです。

○岸本国語課長

日本語教育の指導者の養成について、確かに地域における日本語教育を中心に、念頭に置いています。学校における年少者を対象とした日本語教育に関わる人たちを排除しているわけではないと思っています。少なくとも、文化庁国語課の所掌の範囲としては、そういった人たちを明らかに排除して日本語教育に関する人材の養成・研修という用語を使っているわけではありません。

一方で、学校における年少者に対する日本語指導者の養成や研修について別のところで何か結論が出るとすると、その影響が日本語教育全体の人材の養成・研修に出てくるということも、考えられます。何もしないでただ見ているというより、こちらの方でも「それでは、どのような指導者の方にはどのような資質や能力が必要なのか、それをどのように養成していくか」ということについて検討する必要があるのではないかと考えています。

○尾崎委員

配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について―[報告] (案)【見消版】」を読んだときに、この次に取り組むことは、日本語教員の資格や養成だということがはっきりと書いてあります。学校における日本語指導者に関する話が出てきた背景として、今、文部科学省で行っている委員会があるのだということが理解できれば分かります。53ページの二つ目の「・」、4段落目の「なお」のところでボランティアや指導者の役割・資質に関する話が出てきますが、これは「なお」で書くような事柄ではなさそうです。

まず、二つ目の「・」の3段落目が「こちらにも是非御活用いただきたい」とありますので、ここまでで今回の報告は終わったという感じがします。その次、「なお」で始まることから、今回の検討では扱っていなかったけれども、指導者とかボランティアの資質や能力について今後検討する必要があるというように、明らかに話が変わっています。それが出てくる背景として、文部科学省の有識者会議の議論や学校教育における日本語指導の教員の話を取り上げているのですが、この日本語教育小委員会としても、ボランティア、地域の指導者の能力等を取り上げなければいけないですねというように書いてあれば理解できます。しかし、今はそうはなっていません。

○小松日本語教育専門官

そういうことが分かるような形でもう一度書き直したいと思います。

○松岡委員

そうですね、唐突感をなくしていただきたいということが一点です。それから何の話についてということですが、位置関係についてはいかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

位置関係につきましては、これは平成12年に文化庁が設置した日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議が「日本語教育のための教員養成について」という報告をまとめております。

この中で、「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を3分野5区分にマッピングをし

ています。それは日本語教師に限ったものであり、しかも基礎的な知識という位置付けになっておりました。今後、実際に日本語教育に携わる方というのは、教師だけでなく、様々な活動場面においても取り組まれること、また、同じ教師であっても労働者や子供、海外など教える対象も異なります。さらに日本語教育に関わる人として、教師だけでなく、コーディネーターもいらっしやいます。様々な活動場面、役割に応じて様々な資質が必要なのではないかと考えております。ですので、役割や活動場面に応じたものを作れないかと考えております。さらに、それを広げることによって、民間の新たな資格、例えば、地域の日本語教育の支援者向けの資格が新たに作られたりすることもあるでしょうし、さらに、その資格は日本語教師に必要な資格や能力のうち、何を測定するものなのかということが一般の方にも分かりやすくすることができると考えています。平成12年に文化庁が設置した日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議が示した「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を拡充し、整備していくような形で来期の審議を進めていけたらと考えております。

○伊東主査

そうすると人材に求められる能力というのは、文化庁が平成12年に出した「日本語教員養成において必要とされる教育内容」と対比されて書かれたということですよ。

ただ、少し難があるという気がします。資質・能力は平成12年の報告書の「日本語教員養成において必要とされる教育内容」のような形で、そんなにきれいに整理できるものではありません。また、「日本語教員養成において必要とされる教育内容」を整理する必要があるかどうかということについて、私はそうは思っていません。「日本語教員養成において必要とされる教育内容」はただ単にジャンルごとに分けただけですので、そのまま必要とされる資質・能力を反映しているとは思いません。その辺りについて、誤解を生むだろうと思いますし、少し不可解な部分かもしれません。

○松岡委員

位置関係というよりは、それぞれの役割をどのように果たすかぐらいの感じであれば、書けるかなと思います。「位置」と言われると、だれが上でだれが下かといった感じで話を受け止める人がいるかもしれません。

○井上委員

私も唐突感を感じたのですが、流れとしては、53ページの二つ目の「・」、四つ目の段落の「なお」のパラグラフですが、最後は「様々であるとの指摘があった」となっています。その次の「文部科学省初等中等教育局においては、」で始まる段落を外してしまって、その次の「地域における日本語教育に限らず、広く日本語教育において、それぞれの活動場面において携わる人材に求められる能力を画一的に示したり、統一することは、取組の多様性を考えると適当でないと考えられる」とつなげて、その上で、「しかし、先に述べた状況を踏まえると、日本語教育において、それぞれの活動場面において携わる人材に求められる能力が、それぞれどのようなものであり、どのような位置関係になるのかを整理することが必要ではないかと考える。」

その後「ちなみに」といった形で文部科学省ではこのようなことをやっているの、来期以降はそういう視点も踏まえつつやらなければいけないのではないかとこの流れにした方がまだ読みやすいと思います。絶対に入れなければいけないというのであれば、「ちなみに」ぐらいで「来期以降の日本語教育小委員会では」の前に入れてしまった方が落ち着きが良い気がします。

やりたいことは同じだろうと思います。要するに、学校の先生に限らず、日本語を教える人たちの素養や能力について、もう少し整理したいということですよ。それは文部科学省初等中等教育局で行っている検討とも平仄を合わせてやっていきたいと思いますという書き方をしておいた方が、この存在意義も高まるのではないかと思います。

○伊東主査

少し分かりやすくなる気がします，いかがでしょうか。

○井上委員

明らかに同じ文部科学省の中にあるわけですので，それは悪いことはないと思います。

○伊東主査

前の段落からの流れから言うと，今，井上委員が提言された配列の方が良いのではないのでしょうか。流れと理解のしやすさは良いかもしれません。ただ，どのような位置関係ということについて，これはやはり……。

○小松日本語教育専門官

はい，その方向で修正したいと思います。

○井上委員

子供たちに日本語を教えるのは難しいです。単に日本語が話せるだけではなく，算数出来るようになったり，社会が理解出来るようになったりしなければならないので，レベルの違う話だと思えます。私もそのような現場を随分と見てきましたが，やはり，ボランティアの人たちが大人に日本語を教えるときとはかなり違います。ただ，子供たちは非常に吸収力があり，「あっ」という間に出来るようになってしまうということもあります。その関係については，整理しなければいけないかもしれません。

○神吉委員

これは何を指しているのか分からないところがあったので，お聞きしたいのですが，「4. 終わりに」の二つ目の「・」，「今回，文化審議会国語分科会日本語教育小委員会においては，ボランティアに依存している地域における日本語教育の実施体制や外国人の日本語学習に関する調査の方法について検討を行い，提言等を行った。主な提言等の趣旨は次のとおりである。」とありますが，主な提言の趣旨と，この提言というのは，この報告書に書かれてある内容を指しているということでしょうか。

○小松日本語教育専門官

はい。

○神吉委員

提言と言うと「提言1 ……」 「提言2 ……」といった形のイメージがあります。どこの部分がどのような提言になっているのかを分かりやすくまとめるか，それともこの文言を変えるか，どちらの方が良いのではないかと思いました。出来れば，この報告書について，まとまっているものがあれば，これだと言えると思うのですが……。

○小松日本語教育専門官

まとめようとしたのが，ここ53ページの二つ目の「・」の二つ目の段落です。ですので，報告の主な趣旨は次のとおりであるというようにします。

○神吉委員

その方が落ち着きが良い気がします。

○迫田委員

日本語教育に関する調査の共通利用項目についてでもよろしいでしょうか。

以前から少し気になっていて、言おうかどうしようかと思っているうちに本日まできたのですが、これまでいろいろなところで調査をしたときのことを踏まえると、この調査項目の表現がとても気になります。まず、配布資料2-1「地域における日本語教育の推進に向けて一地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について―[報告] (案)」の43ページの真ん中あたり、「日本語を学びたい」の対立が「日本語を学びたくない」となっていることがとても気になります。「学びたくない」というのはかなり強い表現です。もちろんこれは翻訳されていくと思うのですが、例えば、「学ぶ気持ちがでない」、「意志がない」といった表現に変えた方が、「学びたくない」という強い否定の気持ちよりも良いのではないかと感じました。

同じページの一番下、「○パターン6」にも「日本語を学習したくない」という表現があります。ここも「日本語を学習するつもりはない」、「日本語を学習する意志はない」といった表現にした方が良いのではないかと思います。本当は「学びたいとは思わない」ということだろうと思います。これまで外国人に対して調査をやってきた中で、こういった表現は大事ではないかと思っています。

それから、もう一つ気になったのは、51ページ、「[共通利用項目3]日本語能力に関する項目」の「聞く」のところに「テレビのニュース、ドラマが聞き取れる」とあります。「話す」のところも「大体聞き取れる」となっていて、全て「聞き取れる」という表現になっています。これも少し気になっています。いわゆる、能力として可能かどうかという話ではなくて、例えば、雑音がしている中で聞き取れる、聞き取れないという理解につながるような気がします。この「聞き取れる」は、要するに「分かる」、「理解できる」ということですね。「聞き取れる」けれども、理解できないということもあります。ですので、明確にされた方が良いと思います。

どのような表現が良いかということですが「読む」のと同じになるのですが、「理解できる」とした方が良いのではないかと思います。やはり、調査の相手に本当にこちらが聞きたいことが上手に伝わるかどうかというのはとても大事だと思います。

○伊東主査

はい、ありがとうございます。「聞く」も「読む」も、いわゆる受容能力になりますので、選択肢の文言をそろえてもおかしくはないと思います。

○金田委員

「読む」については、「読んで、理解できる」となっていますので、「聞く」についても「聞いて、理解できる」とした方が良いのではないかと思います。

○迫田委員

そうですね。恐らく、その方が「分かる」という意味が伝わると思います。

○伊東主査

先ほど、日本語学習を拒否しているかのような表現があるということでした。この辺りは、秋頃にも議論に出ていたかと思います。

○迫田委員

ですが、変わりませんでした。

○小松日本語教育専門官

修正します。

○川端委員

配布資料 2-1 「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について— [報告] (案)」の 53 ページ, 「4. 終わりに」の下から 4 行目, 「一方的に日本語を押しつけるのではなく…」のところですが, 「…指導者としてであったり, ボランティアによる支援者であったりなど…」とあり, 指導者とボランティアの対立関係が読めてしまいます。この報告書では, そのことについてとても慎重に気を遣って扱っていると思いますので, 書き振りを少し工夫していただきたいです。

○小松日本語教育専門官

「ボランティア」という言葉を削除させていただいて, 「指導者であったり, 支援者であったり」ということにさせていただければと思います。

○早川委員

「4. 終わりに」の二つ目の「・」の「②」に「…大学や日本語教育機関, その他地域の各種団体や近隣市区町村との連携・協力により取り組んでいるところがあり…」と出てきます。現在作成している事例集には事業者と一緒に活動しているケース等があると思います。しかし, 文章全体を見ると, 余り事業者のにおいがしないと言いますか, 各団体の事例の中に含まれるのかもしれませんが, 余り事業者の存在を読み取れないということが全般的にある気がします。地域で活動していると, これから先, 事業者を抜きにしてはもう無理かもしれないと言いますか, ボランティアの団体が自律的にやっていくことを考えたときに, もう少し事業者とつながっていくようなことが必要になるのではないかと思います。事業者の役割というわけではないですが, 事業者とつなぐとか, 市町村の役割として入れるとか, 何か事業者が関わってくるような形にした方が良いのではないかと思います。地域における日本語教育の実施体制の中でもう少し明確に事業者が関わってくるということが分かる言葉が入っていてほしいと思います。

○川端委員

非常に小さなことですが, 「地方公共団体」と「自治体」という言葉が混在しているので, どちらかにそろえた方が良いと思います。

それから, 事例集について, 事務局も恐らくお気づきだと思いますが, 「※○ページの再掲」という表示が漏れている部分があります。また, ページを示す部分が落ちているところもあるので, 整理していただければと思います。

○金田委員

配布資料 2-1 「地域における日本語教育の推進に向けて—地域における日本語教育の実施体制及び日本語教育に関する調査の共通利用項目について— [報告] (案) 【見消版】」の 59 ページに「[データ 4] 日本語教室の運営経費のおおよその額及び運営経費の確保の方法について (NPO 法人, 任意団体)」とあり, 運営経費について書かれています。表になっていますが, 例えば, 「(NPO 法人)」の部分, 一番上に「288, 124 円」とありますが, これが何の数字かわかりません。何の数字でしょうか。運営経費が幾らかかっているのかということが調査で出てきているのだと思いますが, その平均がこの数字ということでしょうか。

○山下日本語教育専門職

数字の中身ですが, それぞれに該当する団体の平均ということになっています。

○金田委員

はい, そのように記載をお願いします。それから, 同じく 59 ページの真ん中辺りに「※」が四つ並んでいます。二つ目の「※」の 3 行目に「日本語教師句」とあります。「日本語教育」, 「日本語教室」のどちらかわかりませんが, 修正が必要です。

あと、注が増えてきているので、難しくなっていると思ったのですが、注が増えてきているので難しくなっていると思ったのですが、5ページの注5で「*1」、「*2」、「*3」の説明があります。ただ、5ページには「*3」が出てこないのです、どこのことを言っているのか探してまいります。修正をお願いします。

○伊東主査

そのほか、いかがでしょうか。本報告書のタイトルについて意見があったかと思いますが、いかがでしょうか。

○小松日本語教育専門官

前回の小委員会で報告書のタイトルが「地域における日本語教育の推進に向けて」というのは大きいという御意見を頂きました。ただ、内容がもう少し分かりやすいようにサブタイトルをタイトルのすぐ下に持ってくる形で修正しています。また、次期の日本語教育小委員会での検討事項が「論点5 日本語教育の資格について」、「論点6 日本語教員の養成・研修について」ということになれば、報告書のタイトルも当然違ってくると思いますので、今のタイトルから変える必要はないのではないかと考えております。

○伊東主査

報告書を見たときに、どの論点に関するものかということが分かれば良いのではないかと考えていましたが、これで良いと思います。タイトルの文言が「論点7 日本語教育のボランティアについて」、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」から随分変わってしまっているのです、そのことが特段問題なければ良いと思います。「論点7 日本語教育のボランティアについて」、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」についての報告だということが分かれば良いと思います。

○小松日本語教育専門官

頂いた御意見を踏まえて、修正作業を行い、また改めて照会させていただこうと思います。

○伊東主査

それでは、これで意見交換は終わりにさせていただきます。本報告書について、本日、様々な御意見や御提案をいただきましたので、事務局で修正を行い、2月8日の週にメールにて一度皆様に御確認いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。そこで更なる修正、御意見等がございましたら、その取扱い及び最終の報告書の文案については主査である私に御一任いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

最終報告書については2月29日、月曜日に開催される文化審議会国語分科会に諮られます。そこで了承という運びとなります。このことも御承知おきください。

本報告書は、最終的には国語分科会のクレジットとして公表されることとなります。さらに、3月14日、月曜日に開催される文化審議会の総会において文化審議会国語分科会の今期の審議状況として報告する予定でおります。これでやっと今回のプロジェクトが終わることとなります。

では、最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

○小松日本語教育専門官

会議冒頭に伊東主査からお話でしたが、今期の日本語教育小委員会は本日が最後でございます。委員の皆様方にはお忙しい中、会議に御出席いただき、「論点7 日本語教育のボランティアについて」、「論点8 日本語教育に関する調査研究の体制について」2年間にわたり御審議いただき提言をおまとめいただきました。改めて心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

特に伊東主査、それから本日御欠席でございますが、加藤副主査におかれましては、本小委員会だけでなく、日本語教育大会、それから地域で行いました日本語教育研究協議会において全国行脚いただき、日本語教育小委員会の審議状況等の御説明を行っていただきましたことに、重ねて御礼申し上げます。

今回の報告書につきましては、各地で日本語教育に携わっていただいている方々を後押しするものになると思っております。本日で今期の日本語教育小委員会については閉会となります。また、今期で任期満了となられる委員もおられますが、今後とも日本語教育施策への御理解と御協力、それから引き続きの御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。本当にありがとうございました。

それから、最後に、机上配布させていただいております「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業—地域日本語教育スタートアッププログラム—」について御説明させていただきます。

○増田日本語教育専門職

机上配布として、「『生活者としての外国人』のための日本語教育事業—地域日本語教育スタートアッププログラム—」に関する資料を置かせていただいております。これは今週の火曜日、1月26日から全国の都道府県に御案内させていただいております。平成19年度から「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を行っておりますが、本年度より新規事業として、日本語教育の空白地域、つまり日本語教室が開設されていない地方公共団体に対して、日本語教室を開設していただくためにこのプログラムを御活用いただきたいと思いますと思っております。

事業内容としては2点ございます。地域日本語教育の専門家であるアドバイザーの方にノウハウ、教室開設に向けてのリソースの活用等について、アドバイスをしてもらうため、そういった方々を派遣する謝金と旅費を負担いたします。2点目、本プログラムのコーディネーターを現地で確保していただき、その方の謝金と旅費を年間200万円まで、開設に向けて3年間、支援するという事業になっております。

これについて、そもそも日本語教室がない市区町村を対象としておりますので、なかなか周知が難しく、やる気になっていただくことが非常に難しく感じております。各方面から御案内をさせていただいておりますが、日本語教育小委員会の委員の皆様からも空白地域の自治体、または国際交流協会に対する御案内をお願いします。また、地域のキーパーソンからの働きかけ、下からの働きかけで動くこともあるかと思っておりますので、お心当たりのところがありましたら御案内に御協力をいただければ大変ありがたいです。よろしく願いいたします。

○金田委員

日本語教室が設置されていないということの定義について、教えてください。

○小松日本語教育専門官

文化庁で行っている日本語教育実態調査で日本語教室があるか、ないかを判断させていただきます。調査では把握できていないというだけで、実際には日本語教室が開設されている可能性もあるのですが、それを一つの目安として考えております。

○金田委員

つまり、自治体が直接教室を開催していなくても、その地域に教室が何らかの形であるという場合はこれには応募できないということですね。

○増田日本語教育専門職

応募いただくことは出来ると思いますが、こちらの選考の過程で、例えば、その自治体のホームページ等にNPO団体が開設している日本語教室の情報が幾つかあるといったことがあれば、空白地とはみなさないと考えております。

○金田委員

空白地であるとは判断されないということですね。

○増田日本語教育専門職

はい。

○金田委員

分かりました。

○伊東主査

それでは、空白地域かどうかは問合せをしないと分からないということですね。空白地があるとは思っていない人が恐らく多いのだろうと思うのですが……。

○金田委員

自治体がそう思わないかもしれませんね。

○小松日本語教育専門官

可能性はありますね。

○金田委員

自治体のウェブサイト日本語教室の紹介は載せていても、実態は分かっているということがありません。そういった教室について、少し思い出しました。

○岸本国語課長

中座してしましまして大変失礼いたしました。本当に2年間どうもありがとうございました。また引き続きの御協力、御指導のほどをよろしくお願いいたします。

○亀岡委員

済みません、少しだけ紹介と言いますか、発言させていただきたいと思います。実は、国際交流基金でEPA（経済連携協定）に基づいて、インドネシア、フィリピンで介護・看護の分野で来日する資格取得候補生に対する日本語教育を行っております。昨日、天皇陛下がフィリピンに行かれまして、そこでフィリピンでEPAの介護・看護の日本語研修生に会っていただきました。そのことが報道されたものですから、そういったことを通じて、海外の外国人の日本における人材の活用ということが非常に重要だということが少しでも日本の国内で理解していただけると良いと思っております。その点について、御紹介したいと思って発言させていただきました。ありがとうございました。

○伊東主査

はい、ありがとうございました。今期、特に調査研究は2年度にわたって調査をやってまいりました。昨年度と今年に掛けて行ってきましたが、それでも十分に議論出来なかったこともあります。一応、一つの締めくくりとして本日、このような形で皆さんに御意見を頂けて良かったと思っております。私も主査を務めてまいりましたけれども、至らないところもあって会議の進行に多少支障も出てきたかと思っておりますけれども、本当に皆さんの熱い御意見や御助言があって活発な、意味ある話し合いが出来て非常によかったと思っております。

来年度は次の論点に話に移ることが本日の会議でも出てまいりましたが、継続される委員の皆様においては、どうぞ引き続きよろしくお願いいたしますと申し上げたいと思います。皆様に対す

る感謝，お礼を申し上げたいと思います。これにて第72回，今期最後の日本語教育小委員会を閉会とさせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。